

## 楽天生命保険団体信用生命保険、就業不能保障特約のお支払い要件の緩和 および重度がん保険金前払特約の付加による保障の追加を実施いたします

令和6年4月1日

お客さま 各位

協栄信用組合

協栄信用組合（理事長：池内博）は、令和6年4月1日より、楽天生命保険株式会社が引受する団体信用生命保険就業不能保障特約<sup>※1</sup>の就業不能給付金のお支払い要件の緩和、および楽天生命の団体信用生命保険のすべてのご契約に新たに重度がん保険金前払特約を付加します。

なお、これに伴うお客さまの追加負担およびお客さまによるお手続きはございません。

■取扱開始 : 2024年4月1日（月）

■改定の対象 : 就業不能保障特約<sup>※1</sup>の改定 : 就業不能保障特約<sup>※1</sup>の新規加入者および既加入者  
重度がん保険金前払特約付加 : 楽天生命団信ご加入者

■就業不能保障特約<sup>※1</sup>の改定内容

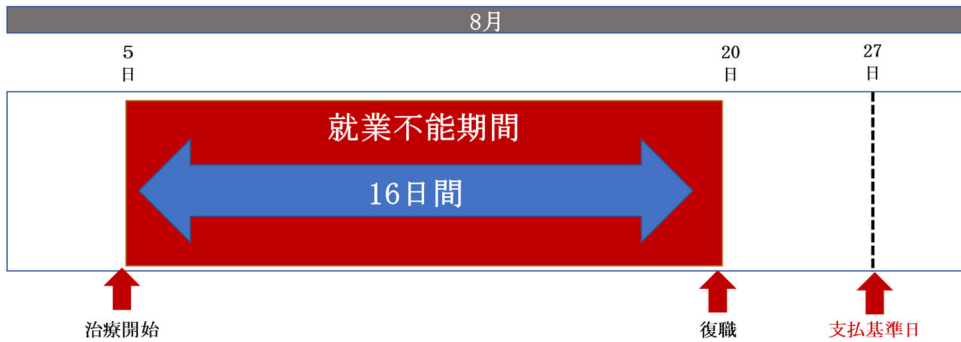
現行お支払い要件	改定後お支払い要件
支払基準日において、保障開始日以後に生じた傷害または疾病を原因とする所定の就業不能状態が15日をこえて継続していると医師によって診断されたとき	保障開始日以後に生じた傷害または疾病を原因とする所定の就業不能状態が月の初日から末日までの期間で、15日をこえて継続 <sup>※2</sup> していると医師によって診断されたとき

※1 精神障害、妊娠・分べん・産じょく等、一部保障の対象とならない病気等があります。詳しくは契約概要及び注意喚起情報をご覧ください。

※2 月をまたいで所定の就業不能状態が15日をこえて継続している場合でも就業不能給付金をお支払いします。ただし、またぐ月のうち最初の月ですでに就業不能給付金の支払事由に該当し、就業不能給付金をお支払いしている場合には、お支払いできません。

# 就業不能給付金のお支払い事例

<事例：8月5日から20日まで就業不能状態で、支払基準日が27日の場合>

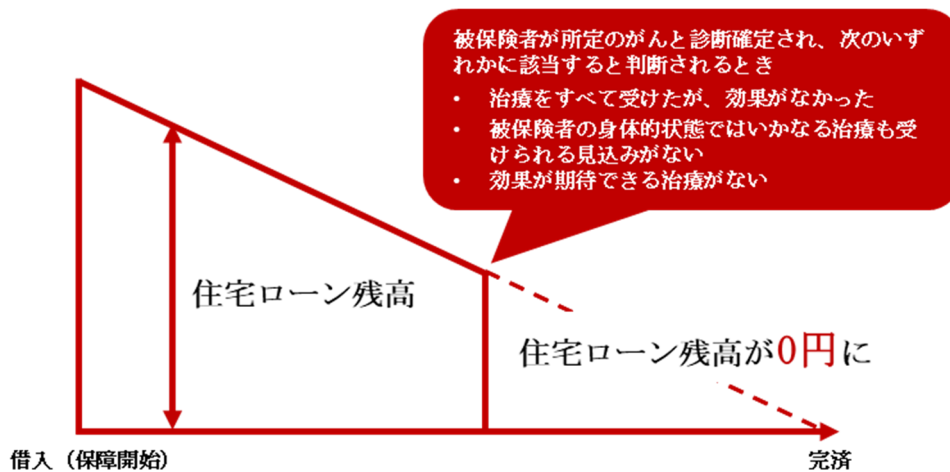


【改定前】 × 8月の就業不能状態の期間が16日間ですが、27日（支払基準日）を含んでいないので支払われません。



【改定後】 ○ 8月の就業不能状態が15日をこえているので支給対象となります。

## ■重度がん保険金前払特約の内容



〔住宅ローン及び団体信用生命保険に関するお問い合わせ先〕

協栄信用組合 営業推進部

0256-61-1507（平日9:00-17:00）※年末年始除く

以上